

議案第51号

つくば市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年5月28日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

つくば市行政財産使用料条例（平成20年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号キを同号クとし、同号カの次に次のように加える。

キ 一般社団法人つくば市スポーツ協会

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくば市行政財産使用料条例（平成20年つくば市条例第15号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第4条（略） （使用料の減免）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、別表第2に掲げる行政財産を使用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 次に掲げる団体が主催する事業のために使用する場合であって当該事業が公益に資すると認められるとき。</p> <p>ア—カ（略）</p> <p><u>キ</u> <u>一般社団法人つくば市スポーツ協会</u></p> <p><u>ク</u> その他規則で定める団体</p> <p>第6条（以下略）</p>	<p>第1条—第4条（略） （使用料の減免）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、別表第2に掲げる行政財産を使用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 次に掲げる団体が主催する事業のために使用する場合であって当該事業が公益に資すると認められるとき。</p> <p>ア—カ（略）</p> <p><u>キ</u> その他規則で定める団体</p> <p>第6条（以下略）</p>